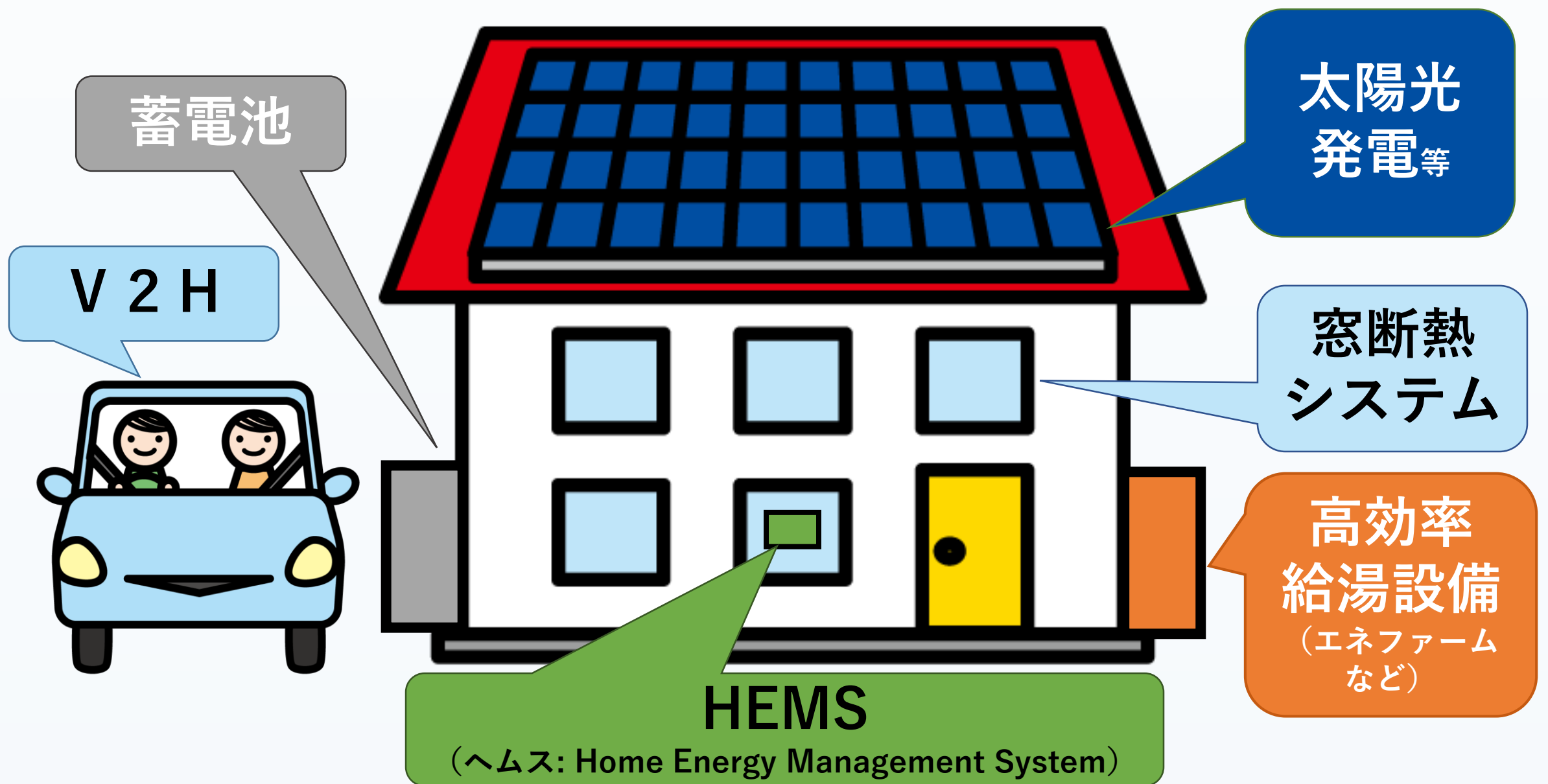


ゼロカーボンシティをめざそう！

令和6年度 草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金

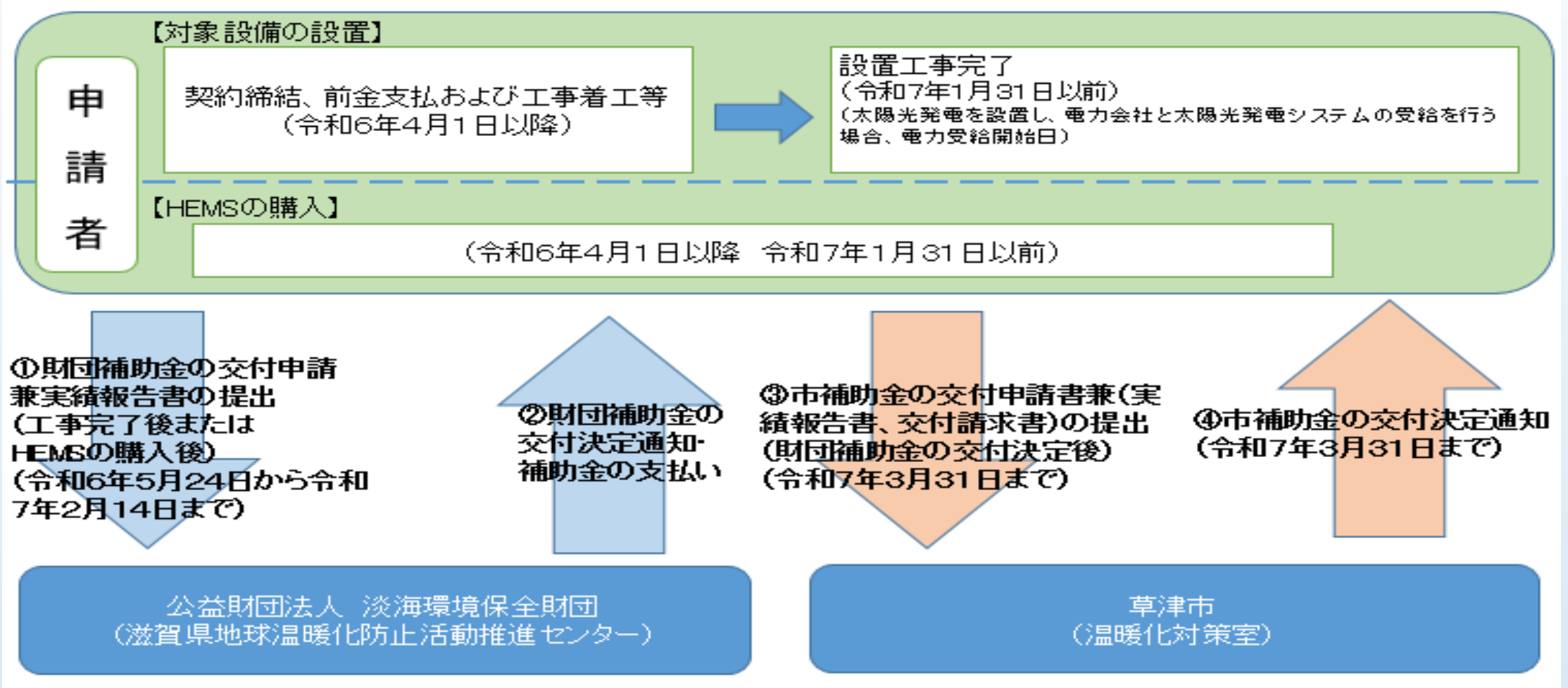
草津市では、温室効果ガスの削減や脱炭素社会の実現をめざし、家庭で消費するエネルギーを「**減らす**」「**創る**」「**賢く使う**」取り組みへと広めるため、個人の既存住宅に太陽光発電・エネファーム・蓄電池など、スマート・エコ製品を設置するための費用を補助します。



【注意事項】

- 1) 草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金は、滋賀県（淡海環境保全財団）が実施する淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金制度（以下「財団補助金」）のうち、**基本対策推進事業に該当する部分を対象に上乗せ補助として、**予算の範囲内で**財団補助金と同額の補助金**を交付します。（詳細は裏面をご覧ください。）
- 2) 令和6年度の財団補助金交付決定を受けたものが対象です。（草津市の補助制度のみ利用することはできません。）
財団補助金の交付決定通知を受取った後に、市へ申請してください。

<申請の流れ>



<補助対象設備>

財団補助金対象設備のうち、**基本対策推進事業に該当する部分（下表太枠部分）を本市補助金制度の対象とし**、財団補助金と同額の補助金を交付します。
※重点対策加速化事業に該当する部分は、本市補助金制度の対象外です。

財団補助金対象設備	基本対策推進事業 補助金額（定額）	重点対策加速化事業 補助金額（上限）
①住宅用太陽光発電システム	4万円	30万円
②高効率給湯器（エネファーム）	6万円	35万円
③高効率給湯器（エネファーム以外）	2万円	22万円、20万円、10万円
④太陽熱利用システム	2万円	—
⑤家庭用蓄電池	5万円	30万円
⑥V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）	4万円	—
⑦断熱設備	2万円（窓のみ）	120万円
本市補助金制度対象	○	×

※**個人用既存住宅等**に、上記設備を設置する場合に補助の対象となります。
※上記設備の設置やHEMSの購入は、令和6年4月1日以降、令和7年1月31日までに実施する必要があります。
※高効率給湯器から高効率給湯器への更新は対象外とします。
(エネファーム以外からエネファームへの更新は可) ※詳しくはHPをご覧ください

<申請書類について>

草津市HPからのダウンロード
草津市HP⇒暮らし・手続き⇒環境⇒温暖化対策⇒草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金
配布場所 クリーンセンター2階（温暖化対策室）、草津市役所1階（環境政策課）

<お問い合わせ先>
草津市 環境経済部 温暖化対策室
〒525-0043 草津市馬場町1200番地25
(草津市立クリーンセンター内)
TEL: 077-561-6581 FAX: 077-561-6584
E-mail: ondanka@city.kusatsu.lg.jp

<お問い合わせ先> (財団補助金制度内容について)
公益財団法人 淡海環境保全財団
〒525-0066
滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地
TEL: 077-569-5301 FAX: 077-569-5304
E-mail: pv@ohmi.or.jp



財団補助金
HPはこちらから